

## 8月は道路ふれあい月間

道路ふれあい月間とは、道路の役割や重要性を改めて認識してもらうため、国土交通省が定めたものです。私たちの生活に欠かすことのできない道路を広く、美しく、安全に利用できるよう、不法占用物件や放置自転車をなくす活動に、協力をお願いします。

### 路上違反広告物 自分たちの手で撤去しませんか

皆さんの家の近くの路上に、通行の妨げとなっている立看板や景観を損なうようなポスターなどはありませんか。

市には、グループで違反広告物を撤去できる「大野城市路上違反広告物追放登録員制度」があります。

市から登録員として認定されると、団体に路上違反広告物の撤去活動ができます。皆さんの協力をお願いします。

※随時受け付けています。

### 乗り入れブロックは危険です

車道と歩道の段差に、乗り入れブロックや鉄板を置くことは、道路管理上、支障があり違法です。道路を安全に通れるよう、撤去をお願いします。

車庫への出入りなどのために歩道の切り下げ（段差解消）が必要な場合には、自己負担で工事できます。



乗り入れブロック



切り下げイメージ

### 危険です 道路にはみ出した枝

道路に面した私有地から生け垣の枝がはみ出して、歩行者や車の通行に支障が生じ、交通標識などが見えにくくなっているところがあります。

利用する皆さんにとって、道路が安全安心なものであるために、生け垣をせん定するなどの管理をしましょう。



### 道路・水路にものを置かないで

道路に置かれたプランターや営業用のぼり旗・看板、商品陳列などは、自転車や歩行者の通行の妨げとなるだけでなく、接触事故などの原因となり大変危険です。水路用地でも、植栽・耕作・小屋の設置など私的な利用があり、管理に支障があります。

道路や水路の安全を確保し、公共財産を守るため、ものを置かないでください。

#### ●問い合わせ先

建設管理課管理担当 ☎(580)1879

### 放置自転車をなくし快適なまちへ

歩道上や駐輪場など公共の場所への自転車の放置を防ぐことで、良好な環境の確保やまちの美観を維持し、快適で安全なまちづくりを目指しています。

路上の放置自転車は、歩行者、特に視覚障がい者や高齢者など大勢の人の通行の妨げとなっています。また、駐輪場内に放置された自転車で、停める場所が狭くなり、利用者が困っています。

放置自転車には警告シールを貼って注意を促し、

移動されない場合は市が撤去保管し、その後処理しています。

美しいまちはみんなのもの。マナーを守って、他人に迷惑を掛けない快適な環境維持に協力をお願いします。

#### ●問い合わせ先

建設管理課施設担当 ☎(580)1883